

答申第 220 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 23 日付けで諮問された教育公務員特例法第 20 条第 2 項の研修に関する文書等不存在の件(諮問第 183 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

- (1)平成10年度から平成12年度までの平成15年法律第117号による改正前の教育公務員特例法第20条第2項の研修に関する文書、自宅研修計画書及び同報告書に関する文書
- (2)平成10年度から平成12年度までの職員団体の機関会議等参加の服務取扱状況に関する文書及び同会議資料
- (3)平成10年度から平成12年度までの職員団体が行う教育研修活動に関する文書及び同教育研修活動につき学校長と協議した文書
- (4)平成10年度から平成12年度までの長期休業期間中における自宅研修の職務専念義務免除に関する文書
- (5)平成12年10月4日付け新聞記事にある「三重県教職員勤務中組合活動」に関して三重県教育委員会に照会した文書

2 不服申立てに至る経過

- (1)不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成13年3月2日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア 平成10年度から平成12年度までの平成15年法律第117号による改正前の教育公務員特例法(以下「教特法」という。)第20条第2項の研修に関する文書、自宅研修計画書及び同報告書に関する文書(以下「研修文書」と総称する。)

イ 平成10年度から平成12年度までの職員団体の機関会議等(以下「機関会議」という。)参加の服務取扱状況に関する文書及び同会議資料(以下「職員団体文書」と総称する。)

ウ 平成10年度から平成12年度までの職員団体が行う教育研修活動(以下「教研活動」という。)に関する文書及び同教育研修活動につき学校長

と協議した文書（以下「教研活動文書」と総称する。）

エ 平成 10 年度から平成 12 年度までの長期休業期間中における自宅研修（以下「自宅研修」という。）の職務専念義務免除（以下「職専免」という。）に関する文書（以下「職専免文書」という。）

オ 平成 12 年 10 月 4 日付け新聞記事にある「三重県教職員勤務中組合活動」に関して三重県教育委員会に照会した文書（以下「三重県照会文書」という。）

（ 2 ）これに対し、教育委員会は、平成 13 年 3 月 9 日付けで、本件行政文書を管理していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。

（ 3 ）不服申立人は、平成 13 年 3 月 12 日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

教育委員会が本件行政文書を管理していないとして公開を拒んだ処分及びその理由は誤りであり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（ 1 ）研修文書について

教特法第 20 条（現行は第 22 条）第 2 項では、教員は「本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定められており、本属長は校長を指すため、研修文書は校長が管理することとなり、教職員課では管理していない。

（ 2 ）職員団体文書について

公開請求書の記載内容から判断して、休暇等申請（届出）簿を対象文書として特定したが、平成 12 年 6 月 16 日付け通知「教職員の勤務におけるサービスの厳正な取扱いについて」により、当該会議への参加は年休等により

取り扱うこととされ、年休等の承認は校長が行うものであり、休暇等申請（届出）簿は教職員課では管理していない。

機関会議は職員団体が独自に実施するものであり、機関会議の資料は教職員課では管理していない。

（３） 教研活動文書について

公開請求書の記載内容から判断して、休暇等申請（届出）簿を対象文書として特定したが、前記（２）と同様、教研活動への参加は年休等により取り扱うこととされ、年休等の承認は校長が行うものであり、休暇等申請（届出）簿は教職員課では管理していない。

教研活動について学校長との協議は行われていないため、教研活動につき学校長と協議した文書は存在しない。

（４） 職専免文書について

自宅研修には、平成 15 年 7 月 16 日改正前の教特法第 20 条第 2 項の承認を受ける必要があり、前記（１）の文書について述べたところと同様、教職員課では職専免文書を管理していない。

（５） 三重県照会文書について

「三重県教職員勤務中組合活動」に関する新聞記事（以下「本件新聞記事」という。）は、三重県教育委員会に電話で送付依頼したものであり、三重県照会文書は存在しない。

5 審査会の判断理由

（１） 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（２） 本件行政文書の存否について

ア 研修文書について

当審査会が確認したところ、教特法第 20 条（現行は第 22 条）第 2 項では、教員は「本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定められており、ここで「本属長」とは教員が所属する

学校の校長を指すことから、当該研修に関する承認は当該教員が所属する学校の校長が行うこととなっていることが認められる。また、平成 12 年 12 月に定められた県立学校職員服務規程（以下「服務規程」という。）第 10 条では、研修報告書等研修に関する文書は当該教員が所属する学校の校長に提出することとされており、教職員課の関与については定められていない。

以上のことからすると、研修文書は、研修の承認を求める教員が所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

イ 職員団体文書について

（ア）休暇等申請（届出）簿について

機関会議への参加については、従来から年次休暇等により取り扱うこととされており、従来からの取扱いを文書で明確化した平成 12 年 6 月 16 日付け通知「教職員の勤務におけるサービスの厳正な取扱いについて」（以下「服務通知」という。）4（1）においても同様のことが定められている旨、実施機関は説明している。

年次休暇を受けようとするときには、服務規程第 14 条によれば、休暇等申請（届出）簿によりあらかじめ当該職員の所属する学校の校長へ届け出ることになっており、また、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ当該職員の所属する学校の校長の承認を受けることになっている。また、服務規程が施行される以前は、休暇については、「県立学校職員の服務関係諸様式」（教育長通知）により、各学校において休暇等申請（届出）簿で処理することとされていた。

以上のことからすると、休暇等申請（届出）簿は、年次休暇等を求める教員の所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

（イ）機関会議の資料について

機関会議としては、教職員組合の定期大会や執行委員会等職員団体

の役員が参加する会議等が該当すると考えられるが、これらの会議等は当該職員団体が独自に実施しているものであり、機関会議の資料も当該職員団体が管理していると考えられるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

ウ 教研活動文書について

(ア) 休暇等申請（届出）簿について

教研活動への参加については、従来から年次休暇等により取り扱うこととされている旨実施機関は説明しており、服務通知4（2）においても同様のことが定められている。

年次休暇を受けようとするときには、服務規程第14条によれば、休暇等申請（届出）簿によりあらかじめ当該職員の所属する学校の校長へ届け出ることになっており、また、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ当該職員の所属する学校の校長の承認を受けることになっている。また、服務規程が施行される以前は、休暇については、「県立学校職員の服務関係諸様式」（教育長通知）により、各学校において休暇等申請（届出）簿で処理することとされていた。

以上のことからすると、休暇等申請（届出）簿は、年次休暇等を求める教員の所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(イ) 教研活動につき学校長と協議した文書

教研活動については、服務通知4（2）に基づき、内容により研修（職専免）扱いが相当と判断するものについては、取扱いについて学校長が教育委員会に協議することとされているが、実施機関は、当該協議が行われた例はない旨説明している。

他にこの協議の存在を示す事実は認められないことから、教研活動につき学校長と協議した文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

エ 職専免文書について

教特法第 20 条（現行は第 22 条）第 2 項では、教員は「本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定められており、ここで「本属長」とは教員が所属する学校の校長を指すと解されている。また、服務規程第 10 条では、研修報告書等研修に関する文書は当該教員の所属する学校の校長に提出することとされており、教職員課の関与については定められていない。

以上のことからすると、職専免文書は、研修の承認を求める教員が所属する学校の校長が管理していると認められるので、教職員課では管理していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

オ 三重県照会文書について

実施機関は、本件新聞記事は、電話により送付を依頼したものであり、三重県照会文書は存在しない旨説明している。

軽易な依頼事項の場合にあっては、照会文書を作成せずに、電話連絡のみで済ませることは、通常考えられることであり、電話により送付依頼をしたとの実施機関の説明を覆す事実も他に認められないことから、三重県照会文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 26 日	諮問書を受理
4 月 16 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 1 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 10 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議
11 月 17 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)